

第14回 ごみ処理センター建設適地選定委員会議事録 抄録

平成19年5月20日(日)午前10時～ 津山市役所 2階 202会議室

- 出席者委員 : 委員長 花村哲也(学識) ・ 副委員長 森住明弘(学識)
(14名) 鈴木茂之(学識) ・ 土屋 充(学識) ・ 山田正昭(学識)
岡本英二(地域代表;美咲) ・ 岡本良市(地域代表;勝央)
神原吉男(地域代表;西栗倉) ・ 坂本道治(地域代表;津山)
中村一富(地域代表;美作) ・ 松原 晃(地域代表;奈義)
山崎克己(地域代表;鏡野)
安東伸昭(公募) ・ 浦島文男(公募)
- 事務局 : 福井副市長、吉田室長・仁木参与・上高参事・山口参事・西村主任
美作県民局
津山市、美作市、勝央町、奈義町、鏡野町、美咲町

事務局;開会

委員長;あいさつ。

事務局;報告事項として、前回委員会議事録抄録を説明。

委員長;報告について承認いただけるか。

(よろしい)

続いて説明をお願いします。

事務局;前回委員会で報告した広野地区の異議申立てに関し、再度申し入れがあったことについて説明する。広野地区からあった4月26日の申立て及び5月1日付文書による当委員会への再評価の申立てについては、5月15日の前回委員会で報告したところである。そうしたところ、5月18日付文書で津山市長に対し『事務局からの報告が適切でない』と、つまり地区の意志とは反した報告があったということで、訂正するよう申し入れるというものである。具体的には、議事録にもあるとおり広野地区の異議申立てに関し『地区は納得したのか』との質問に対する事務局報告の部分である。報告内容については議事録のとおり、広野地区が全てを理解したという報告はしておらず、5月18日付文書に対する回答にてその旨を改めて説明し、報告について訂正はしない旨市長名で回答している。今回の申立ての背景には、傍聴席から事務局説明が聞きづらかったということもあるようだ。また、選定が進んだ段階での地区の対応に関する3月20日付文書に関し、地域側の理解に齟齬が生じた点、或いは、前回委員会論議が聞こえにくかったなどについて、事務局として配慮が不足していた点があるとしたならばお断りしたい。

委員長;この件について意見あるか。確認したということでもいいか。

(よろしい)

ヒアリングの準備をお願いしたい。

副委員長;その前に、訂正しておいた方がいい点について提案する。前回委員会で、地元をお願い

したまちづくり調査で『どうしても譲れないもの』という表現は如何なものかとの意見があったが、それについては『最優先課題』と表現すべきであったと、4地区の代表の方に申し上げておいた方がいいと思うが如何か。

委員長；ヒアリングの最初に説明する。

～地元ヒアリング～

委員長；第1次の絞込みを行い4地区が選ばれた。これから最終の適地選定を行なうが、地元の方のお話を聞き評価の参考にしたい。委員会として考えていることは、土地の取得が確実に出来るのかどうか、土地・造成・運搬等の費用はどうか、まちづくりをどのように考えているか、また、地元としてそれをどのように有効に利用していきたいのか、それらの評価について考えている。最初に地元から追加で話したいことや用地の状況等についてお話しいただき、その後委員から質問させていただきたい。（各地区共通）

《神庭地区》

地元；おはようございます。今の委員長の説明に驚いたのだが、今日はヒアリングで委員の皆さんから質問があるからそれについて答えるように思っていたが、冒頭からお話をさせていただけるとは夢にも思わなかった。意見がまとまらないが、1月のプレゼンテーションでお話したとおり、神庭地区の経緯についてはご案内のとおり、20年前からあの場所にごみ処理施設立地ということで、いろんな経緯があり、ほとんど調印まで行きかけたところ全くの白紙撤回となり、今回の公募についても、我々町内会の役員をはじめ、いろんな各階各層で協議し結論としてプレゼンテーションでお話したとおり、今回のごみ処理施設公募はまちづくりという視点を踏まえた公募であるということで、用地についてもほとんど取得されている経緯があることから、協力しようということで応募を行なった。まちづくりについても委員の皆さんにはお配りしたが、エリア毎に<健康づくりゾーン>というような形で提案している。内容については、当然事業主体である行政と私どもで協議をしながら、いろんなものを充実させていただけたらという基本原則を持っている。よって、はじめから「こういうものを造って下さい」とか「これこれが無いといけない」というような考えは毛頭持っていない。これが基本である。土地については、まちづくりということを考えて<健康づくりゾーン>は、隣接している産廃処分場の場所以外に用地はないという考えから、産廃処分場を取得いただき、そこを拠点としたまちづくりをしていただきたい。この考えも以前と変わっていない。また用地に関する書類については全て提出済みであり、産廃処分場のほかにも民有地があるが、用地については全て同意を得られているというところである。また、プレゼンテーションの最後にお話したが、とりあえず神庭地区以外に適地があるのであればそこで結構であると、早期決定・早期着工・早期稼働というものを、どうしても早く進めてほしいという思いをまとめて申し上げたが、今もその考え方に全く相違はないので、出来るだけ早く決定していただき早く稼働するようにご尽力いただきたい。以上です。

委員長；ありがとうございました。なお、まちづくり調査で『どうしても譲れないもの』という表現を行なったが、これは『地元として最優先で考えること』ということで捉えていただければと思う。委員から質問あるか。

委員；委員長から『どうしても譲れないもの』の捉え方について話があったが、地元としてその趣旨で理解いただけるか。

地元；『どうしても譲れないもの』という表現は、事務局から指示があったものである。

委員；それが、表現が誤りであったと委員長が説明したが、この『どうしても』ということが無く

なってもいいか。

地元；微妙な言い方ではあるが、例えば、まちづくりについては<健康づくりゾーン>を基点に考えているが、それが無くてもいいかと言われれば、極端な言い方をすれば<処理ゾーン>と<循環ゾーン>だけで後は何も要らないのだなと、そう受け取られるのならどうか。我々とすれば町内会の総会を開き、数度にわたり話し合い、そういうまちづくりというものを前提に応募を行なった。子どもが勝手に「あれは無しにした」とはならない。また『緑地公園』についてだが、これはまちづくりではなく<処理ゾーン><循環ゾーン>をつくる一環として当然入っているとの理解であれば、譲れるものとなる。次に『周辺道路・歩道整備』についてだが、これは通学路のことであり、実際に稼動することになったならば、子どもをはじめとする地域住民の命を守るという意味で、進入路は立派なものを整備したが生活道路はそのままということにはならないと、そういう意味で『どうしても譲れないもの』の欄に指示に従い記入した。

委員；確かにそうである。人の命は大切でしかもそれだけの施設を造るのであり、またまちづくりも謳っているのだから、それなりのものを行政も考えていると思う。私が聞きたいのは、何が何でも譲れないと、行政が何を言おうがしてもらわなければならないのも何かを聞いている。

地元；それについて、子どもは絶対に譲れないと、例えば を造ってくれなければいけませんというようなことは、子どもはひとつも思っていない。基本的には当然造っていただけるものとして、後は行政と相談して出来るものを造っていただきたい。そういう意味では『これとこれを』というものはない。

地元；分かりやすく言うと、当初の申請書にも記入したが、隣接の産廃施設の用地を取得していただくのが前提条件である。ただ上モノとかについては協議の中で考えればいいが、隣接の土地を取得していただきそこにまちづくりを構想すると、これは譲れないものである。町内の総意である。

委員；この地区に決まらなければ、その産廃施設はあってもいいのか。

地元；仕方ないことである。

副委員長；産廃施設の撤去でなく改善でもいいという趣旨か。土地を取得するだけでいいと聞こえたが。

地元；施設は撤去してもらいたい。

副委員長；その費用は他と比べ非常に高いということをご存知か。

地元；はい。

副委員長；評価の際にそれが用地買収費に含まれることになると、他の地区と比べダントツに高くなるが、そういう状況はご存知か。

地元；はい。

委員長；まちづくりについても、行政と協議しながら最終的には考えるということだが、この後評価について議論するが、『地区として我々はこのことをしたい』などの熱意があれば理解するので、『<健康づくりゾーン>でこのことをしたい』などの熱弁を揮って頂きたい。

地元；我々が応募するに当たり、津山市東部地区の基幹となるような施設を造ることによって、当然地元も利用する。例えば高齢者がたくさんいるが、町内会でも70歳以上が3割近くを占めるようになったが、老人クラブでこけない体操をやっているが場所がない。現在は公会堂でやっているが、狭いため分割してやっている実態がある。そういうものを<健康づくりゾーン>に造ることで、いろんな教室が出来たらいいと各階各層が言っている。また、婦人クラブでは公民館が神滝地区に一箇所あるが、はるか離れたところにあり、非常に古い建物で

使い便利の悪い建物で、料理教室が出来たりする場所があったら大いに活用できるのにと、皆が考えている。よって我々町内会役員は、そういったものが包括できるような<健康づくりゾーン>というものを造って、軽いスポーツ・レクリエーション等が出来るような広場を造ることによって地域も活性化されると、出来てよかったと、協力したらこのようなものを整備してもらったというようなものを造っていきたくて考えている。

副委員長；産廃処分地も含めて全体の土地に対して鑑定評価が地元の理解が得られているのかどうか、もう1点は産廃処分場撤去費用に相当するもの、補償費等が非常に高いと昔から言われているが、そのことについて地元の方としては理解が得られているかどうかお聞きしたい。土地の評価がこれくらいなら良いのではないかという評価が得られているのかどうか、また、産廃の撤去費用について、新聞等では非常に高いと言われているがそれについてどのように考えるか。

地元；そのことについて論議をしたことはない。私たちがそのことを論議する立場ではない。ただし、風評とすればものすごく高いのだなというのを聞く。それから蛇足になるのかも分からないが、今なお皆さん根強い考え方というのは、20数億かかるかもしれないが、しかし、いつまでも用地を決定しないで稼働が1年2年遅れていった場合の津山市の損失を考えると、20数億は只みたいなものではないかと、我々は何時でも来てくださいと、極端な話今年からあそこに造るのなら、他で出来もしないところを検討するよりも、余程その方が安いと皆さんが言っている。ですから、単に一時の購入金として20数億が高いという評価が正しいのか、場所が決まったらいいがなかなか用地が全て購入できずに2年3年が経過した時の経費の損失と今回の20数億と比べたらどちらが大きいのかと言えば、そちらの方が大きいと皆さんが言われる。

委員；基本的にはこの場で決めるし、一応公募であるので立場はあなた方と同じである。我々はここで決まったなら、神庭地区と同じく他でもすんなり行くと思っている。産廃用地の所有者は同意しているということか。

地元；はい。

委員；同意が困難ではないかと思ひ聞いた。土地については全て同意済みであるということは理解する。費用のことは別にして、公募しているのだから明日決まっても明日から作業に入れるものと信じている。

地元；我々としてもそれを信じており、神庭地区以外に適地があるのであればやぶさかではないと、冒頭から説明している。何処で決まろうと神庭地区で着工できるのと同じようにすんなりと進んでほしい。

委員；産廃用地の所有者が同意しているということだが、一方で予想を超える費用がかかるのではないかと心配している話もある。その点は常識的な線以上は出せないとの評価を考えるので、膨大な額が余分にかかるということは逆にマイナス要素になるので、その辺りも考えていただきたい。我々が最終的に評価していく中で、それがマイナス要素のひとつに成りかねないということがある。ただ同意だけでは済まないことになる。

委員；そこから先は他の3地区の話しを聞いて、用地取得が困難となれば一日延びればそれだけ持ち出しが要するということだ。

委員；櫛と草加部町内から反対の申し入れがあったが、また現地視察の際にも反対の看板があったが、それらの地区と皆さん方と将来衝突することが予想されるか。

地元；私どもはそのようには思っていない。何処でも同じことだと思うが、ごく一部の方がそういう運動をされているというふうに理解している。ごみの問題については、本当にごみというものは害があるからと誤解されているのではないかと、津山で出てきたごみを津山以外で処

理するとしたなら、それは基本理念がおかしいのではないかと、反対している町内を含めて懇談会を開いたことがある。ほとんどの方、例えば町内会長さんとか議員の方とかも『それはそうだ』と言われている。私どもはこのことがそれらの町内会とトラブルになるとは理解していない。一部の方がそういう運動をされているのは存じているが、それが町内総意であるとは理解していない。

地元；近くの町内でありながら私もはっきりと掴みきれてはいないが、皆さん反対と言うのが何が反対なのかご存知か、何がどういう理由で反対なのか。おそらくは、処理場が津山市の浄水場の取水口の上流にあるから水が汚れるとか、そういう心配をされているのではないか。また、草加部の町内をパッカー車が通行する、交通量が多くなると、おそらくそのことを言われているのではないかと感じているが、それ以外にあるのか。そういう内容であれば、この選定委員会の冒頭に、市長が『強い反対があったのでこの会を設けた』と、しかしそう言いながらも『街中に出来てもいい安心なものだ』と言っておられた。副市長もそう言われた。私もそう思う。それと草加部、櫛が言われていることがどうなのかと、言われるのは自由だが、皆さん内容をご存知なのかなという疑問がある。

委員；言われることはよく分かった。皆さんが言われるように、直ぐにでも造らなければならないと我々も思っている。委員が言われるように明日にでも着工できるとなれば素晴らしいと思うが、反対申し入れが出ているのを見た時に果たしてどうなのかなと思ったがよく分かった。

副委員長；仮に神庭地区が最後まで残った場合に、その後不安に感じることはあるか。

地元；別段今考えていないし思ってもいない。

委員；仮に費用面で、要望されている施設が一部しか出来なくても、地域の同意が得られるか。出来なければ反対者が増えやしないか。

地元；我々の町内は総意であるため、正面切った反対は無いと思う。我々の町内では居られないと理解している。

委員；地元はそう言われるが、いざ決定したら拡大する懸念があるが、そういうことは無いのか。

地元；冒頭申し上げたが、私どもの地区は20年かかっている。20年かかってやっと総意で公募に申請すると、総会を開いて決定しているから、それ以上憶測でものを考えたくないし、事実1~2名そういう方が居られるかもしれないが、全然私どもは考えていない。

委員；正式な書面で反対の申し入れがあるということは、拡大していきそうな懸念がある。

地元；それらの町内のことについては、私どもではよく分からない。

委員；その反対されている方は、長い期間反対されているのか。応募に当たりお会いして話し合いをされたのかどうか。

地元；ありません。

委員；その方々との意見交換について必要性は認めないのか。

地元；個人的にはそういうことも頭には浮かんだが、立場とか時期的なことなどもあり、いまいち踏み込めないというか、決断がつかなかったと感じている。

委員；訴訟とかいろんな問題に出られることもある。

地元；過去に訴訟があったことについては、以前の委員会で報告されていたが、生活権と環境権については訴訟が取り下げられたと、もうひとつの約束違反についても却下になったと、これはかなり前の話だとは思う。また、草加部の町内会役員の方ともお会いすることはあるが、この件で議論したことはない。ただ、町内会長はいくらか話をしたことがあるのではないかなと思う。

委員；資料にある個人所有の4筆について代替地が必要ということだが、等価交換とかの目安はあるのか。

地元；今回の公募前に換地は何時でも出来る状況になっていた。特に山林部分については代替地の所有者と合意が出来ていた。また、墓地については町内会所有の墓地への移転ということで合意いただいていた。

委員；現地視察に行った時、反対の看板があり驚いたが、今内容を聞き理解できる。それから、道路問題・水質問題については技術的に解決できるので問題ないと思う。

委員長；まちづくりに関してだが、余熱が利用できるが何か考えているか。

地元；我々の地区は菊の産地であり、今も夜間電照や冬期にはボイラーを焚いているが、余熱利用として温水を引いては如何か訊ねたが、仮にそれが整備されたなら未代まで続けなければならぬということで拒否された。考えられるとすれば<健康づくりゾーン>の中で温浴等があればいい。余熱利用による農作物栽培についての要望は、我々の町内にはない。

委員長；時間が来ました。ありがとうございました。

《為本ほか地区》

地元；本日は関係地区の地区長さんに臨席いただいた。処理場自体の土地については約30haを申請している。他にも土地があるが、これだけあればその中に十分レイアウトが可能であろうと考える。その中の谷の辺りに町有地でない土地があるが、それについては同意をいただいている。我々としては、レイアウトする中で不必要な土地までは必要ないのではないかと考えていたが、最終的には谷の関係で必要になる可能性もあるということで、これらの同意をいただいている。従って処理場自体の土地については完全に取得できるものと理解している。進入路については国道179号線から入るルートで申請しており、それについて同意をいただくということで当たっているが、期間的に連休等もあり、一部同意をいただいている調査中の土地があるかと思う。JRを越えてからは1本だが、そこまで国道からの進入を2本想定しているが、これはどちらが早く話がつくのか、どちらか早い方がいいだろうということで考えている。1本については行けるだろうということだが、他方については今までの提出書類には『交渉中』ということで記載している。これについては、この方所有の土地が多いが田んぼの中を通るということで、詳細には不明だが『田んぼの中を通るのはちょっとな〜』と、難色を示されたので『交渉中』としているが、その次の段階まで我々としては突っ込んで交渉をしていない。と言うのが、確定しているわけではなく測量しているわけでもない。一般的に道路を整備する場合は、測量図や面積等が入り、残地があった場合に、作業をし易い様にするとか取り合い道を付けるとかの話を普通の用地買収の時にしているが、まだ決まっていないし、きっちりした幅も決まっていない段階で、そこまでの話は決まっただけでないと出来ないだろうということで、少し難色を示されたので同意をいただいているというのがある。またJRの側に国土調査の時の筆界未定地ということで、古い方で亡くなっておられ、その相続の関係を今取り寄せているが、町外の方であり戸籍、附票等を取り寄せるのに少し時間がかかっており、これが『調査中』ということになっている。あとは八幡神社というのがあるが、岡山の神社庁に確認したところ、測量して面積がいくらになるのか確定した段階で神社を通じて申請していただければ、本庁（東京）の方へは岡山を経由して出すことになると、そう難しいことではない。万が一、そうしたことができないということで、もう1点は町の農免道路、申請地の南側に外周のように通っているが、そこから入るルートも考えている。そこからであれば、全てを町有地ばかりを通して入れるということであるが、やはり一番いいのは国道179号線からで、津山市方面からは国道からのルート、美作市方面からも国道を通して来るだろうと、よって国道から入るルートがベストだと考えるが、もしもそれが最終的に不可能となれば、南からも町有地ばかりを通して入るルートもあ

るということで、用地確保については全てできるものと思っている。まちづくり構想については、余熱を利用したプールと書いたが、これは正規の25mプールとかでなく、リハビリ等に使えるような余熱を利用した風呂の大きいモノという位の考え方であり、それに付随したいわゆる休憩できるような小さい建屋が必要だろうと、またグラウンドゴルフ場については、土地が広いことから造っていただけたらと思っている。まちづくりそのものは、他に全体では170ha近く町有地があることから、元々ゴルフ場予定地であったことから、今後の土地利用等を道路計画も含め考える中で、行政としても考えなければならないと思う。進入路についても、うまく国道から入れれば、その後の道路は1本か2本、外周道路の南側へとか或いは西側へ向けた形での道路は将来計画として土地利用等を考える中で、町自体で何らかの交付金事業あるいは補助事業を利用する中でやらなければならないだろうと、将来計画として考えている。今日は関係区長も臨席しており不明な点等あればお答えしたい。

委員；区長さんにお尋ねする。ゴルフ場開発ということで取得された土地を町が取得され、今回ごみ処理施設用地にということを知られた時の印象なり感想をお聞きしたい。

地元；ごみの件についてはあまり知識が無かったが、町で丸亀とか鳥取東部のごみ焼却施設を、私たちの地区で以前に視察に行ったことがあり、全体的にはよく分かってはいないが、どのようになっているのかいくらかは分かっているつもりで地区の皆さんに説明したり、理解していただいた中での話をしている。そういう中で急に言われたもので、応募するかしないかについて2回ほど総会を開いて、地区に70戸ほどあるが、最初は街中から来られた方が4～5人反対の方が居られたが、2回目の時は委任状になったりで、為本地区では全員が賛成ということになり、そういう経過の中で為本地区にも地区財産の土地がかなりあり、今回の応募のところでもすぐ側に5町歩とか、進入路の周りにも2町歩とか点在しており、山林の管理は毎年しっかりとやってきている。そういう関係上、地区の活性化も含め、何らかの起爆剤にならないかなという気持ちも持っており、誘致に向けて立候補を地区としては取りまとめたという経緯がある。

委員；難色を示される方がいるということで、決まったら話をしようかとの説明があったが、公募の意味を理解されていないのではないかと。公募というのは『全てを整えたうえで来てくれるのなら来て下さい』というのが公募であると、自分では理解している。今言われた中に『ここがダメならばここで』とか『決まったらばすぐ段取りをします』とかの説明には納得がいかない。

地元；その点については先程も申し上げたが、一番最初に公募を考えたのは町有地があるということで、町長1人の判断にはならないので議会にかけたところ了承いただいた。進入路の問題を言われているのだと思うが、先程説明したとおり1ルートについては町有地だけを通って行くことが出来る。当然、そこが決まったとした時に、町が応募して町有地があるからということだが進入路が無いと、ヘリコプターでごみを運ばなければならないとしたら、常識として当然そんな迷惑はかけられないということであり、そこに決まった以上は進入路の用地は確保しておく、それは町有地で確保できるのだが、一番ベストなルートが他にあるということで、出来ればそこがいいのではないかと179号からのルートも考えていて、それが出来れば一番ベストであると、それが出来なかった場合にはもちろん迷惑をかけるわけにはいけないので、当然進入する方法・手段は考えているということのもとに応募させていただいたということである。ただ、我々行政としても、ここに道路を造るときに、先ず測量の了解を取って、こういう形でいくら潰れますよという話をして、それに対する地権者の言い分とか条件があればそれをクリアする形で道路などはつけているので、一般的な道路をつけるのと同じような考え方で179号からの進入路については考えている。それがなくても入れ

るところがあるから、もしもそれがダメであってもということで応募させていただいたということで、ご理解いただきたい。

委員；久田地区が応募していたが、進入ルートを何ヶ所か示し、できるところをとということであったが落選となった。自分としても町内の道を広げる要望をする際は、全ての地権者に納得してもらい、市なり県なりに申請し、いざ実行となればスムーズに事が運ぶようにするのが申請する者の責任と思っているので聞かせていただいた。こちらがダメならこちらということだが、久田地区については8通りも出されたがいろんな意見が出されて、今現在落選となっている。

地元；進入路の場合、既に道路があればベストだと思う。しかし、現実問題として無いわけであり、単価も決まっていない面積も決まっていないと、そういう時点での同意であるので、もちろん、それで良いからと言って同意いただいた方も多数居られるが、一部そういうことで、測量もしていない段階ではあるが、田んぼの真ん中を通るのは如何かと、地権者としての想いである。その次の段階へは確定していない段階では少し話がしづらいということがあり、交渉中ということで答弁させていただいた。

副委員長；町有地ではない方の進入路について、国道からの入口のあたりで2ルート考えていると言われたが、1本が公社所有地ということ間違いないと考えても良いのかどうか。前回委員会での説明では、一箇所だけ遮断する形で問題のある土地があると聞いた。もう他方のルートは、難色を示しておられる方の土地がかなりあり、そちらの方は断念されたのかどうか。その2点についてお聞きしたい。

地元；前段で言われたのが筆界未定地になっていて、調査したところ既に亡くなっておられる方の名義で、戸籍を取り寄せ実際の相続権者を調査中であるが、元々は町内に居られた方だと思うが県外の方に行くような形で、それらの附票等を取り寄せているところであり、実際の相続権者と交渉が出来ていない状況で、調査をしているところであり、出来次第話をしようと思っており、今のところ調査中ということでさせていただいている。それから先程『交渉中』ということで説明したが、前段のルート上にも畑があるが、この程度であればいいが田んぼの中を通るのは如何かと言われたもので、測量等していない段階で次の交渉に入っていないという状況である。もう一方のルートについては、ルート上に一部墓地があり誰の所有か調査中で、現在附票等を取り寄せている。なにぶん、県外から戸籍や附票等を取り寄せるに連休が絡んだもので、役所からの書類が返ってくるのに時間が手間取っているようである。どちらのルートが良いかは、話が早くついた方が、何をすることも測量するにも着工するにも早く出来るので、距離的にも変わらないので、どちらが早く進められるかなということで2ルートを示させていただいている。

副委員長；わかりました。1本目の筆界未定地については、地元に関係者は居られるのか。

地元；いないです。いないから国土調査の時に放ってあるような形で、原野のような草の生えている荒地状態である。

副委員長；それはどのくらい時間をかけるとはっきりするのか。鋭意努力中と言われたが。

地元；多分、そうした書類を取り寄せて相続人に話をしに行つてどうかという確認ができるのが今月一杯位と思う。

副委員長；それでは、その障害を乗り越えるとあとは奥の方に神社があるが、それだけです問題。神社の所有地は進入路のかなりの部分を占めており、そこが同意が得られないと奥に行けないのか、或いは迂回して行けるのか。

地元；神社というが、現在それはない。昔そこに神社があつて、今は179号線の沿線に出ているから、神社としての形体はない。土地だけがある。話としたらそれほど難しいものではない。

山林である。その点は自分らも全然心配していない。自分らも丁度神社の総代をしているが、話は早いと思う。

地元；岡山の護国神社の隣に岡山の神社庁があるが、そこに手続き等について問い合わせたところ、申請は直接事業主体からではなく、所有者となっている八幡神社を経由して面積等決まったら書類を出してくださいと、東京の本庁へは岡山から持っていくと、大体その順序を踏んだなら、きっちり測量して面積出して書類を申請していただいたなら、許可が出るまでに2ヶ月はかかりますよと言われた。ただしそれは、きっちり測量して面積を確定したもので書類を出さなければならないので、ただ口頭だけではいけませんということである。

副委員長；感触としては、まあ無理という状況でなく、かなり9割位の感触を持てるような状況ですね。

地元；はい。神社の場合は99.99%大丈夫である。

副委員長；それでは、最悪として、町有地の方から入るルートを決めておいて、決定後そちらの方へ移行するということは十分可能か。

地元；はい。

委員；進入路に関してだが、同じような条件のところも他にもある。最初に為本地区が立候補すると聞いた時は、良いところが出てくれるのだなと思ったが、その後続々と立候補があったので、かなりシビアに委員会でも検討・精査を進めてきた。進入路が1700mということだが、これに係る土地の費用とか、工事費とかというものが、ライバルと競争した場合に実はマイナス要素になる。進入路の工事は町単独でもやる意思があるのかどうか。もしもそうならば、同等の条件で解決できると、私は個人的に評価する。

地元；将来的には当然、170haの土地を活かすためには何らかの形で道路の計画が必要だとは思いますが、それにしても単独町費というが、やはり何らかの土地利用の計画を立てて、何らかの交付金が受けられるような形のものを取り入れてでないといけない。ただ、何も無いところに道だけというのは考えられない。何れにしても、この話がダメになっても何らかの形で道路計画を町は考えないと、ただ、明日や明後日ということにはならない。

委員；町の活性化として、どの辺りに重点を置かれるのか。産業振興とか教育の向上とか福祉の向上に見られるが。

地元；町自体は、今迄教育と福祉に軸足を置いて行政を進めている。

委員；まちづくり構想を出されているが、他地区と比べて遠慮されているような要望だが、場所が決まってから『もっとこういうのを造ってくれ』といったようなことが出てくることはないのか。

地元；他にも土地があるので、地元地域の方にとっては『こういうものをしてもらいたい』などの要望が町に対してあるが、それを今回の事業に結び付けてというのはない。私自身、対策協議会のメンバーであり、最初のプレゼンテーションの時に、ごみ処理場とまちづくりはなかなか結びつかないということを上げたが、今になって考えれば、例えば1億円という金額の中でその限度内でまちづくりなり関連施設なりの計画を建てなさいということであればそれなりに考えられるが、何も無い漠然とした中での最初の投げかけであった。それぞれの地区から分からないなりにいろんなものが出てきているのではないかと思う。その辺りが我々としても手探りの状況であり、地元地域へはこういう形で話をしているので、今示しているものについては、折角の余熱利用ということもありお願いしたらということである。

委員；進入路で、JRを跨ぐことについては問題ないか。

地元；ここに限ったことではないが、これまでJRと色々な形で話をしているが、今迄の過程から、平面交差は新たなものは認めないが、高架で越す場合は問題なく認められる。

委員長；進入路についてだが、1700mは長いということもあるが、最初聞いた時には進入路はまちづくりの一環として非常に重要であると聞いた。しかし、今日の話ではどうしてもダメな時には、農免道経由の町所有地を使えばいいと言われたが、そういう話を聞くと、この際処理場を造るのでその時に一緒にお金を出してもらって造りたいという感じに聞こえるが、それについては如何か。

地元；もう一方の道路というのが、町有地ばかりを通過して入れるルートで、距離的には同じような延長になると思う。ただ、障害物等がないので道路整備の金額的にはそちらの方が安いかわからない。ただ、農免道は県営事業で整備したが幅員が6mの道路である。進入路が予定地までつけば、あとは我々の方で土地利用を考える中で既設道路に接続させなければならない。何れにしても、この一帯の土地利用計画を将来考える中で、何本かは進入路に繋がるような道路を整備し、一帯の170haの土地利用というものを将来的なまちづくりとして考えていくと。ただ、期限的に本体整備を急いでいることであり、国道からの進入についても根気よく説得をし将来的には何らかの形で整備する必要があるだろうと思っているが、搬入できる道が何年か後に完成ということには、必ずしもならないかもしれない。

副委員長；施設用地に関しては100%同意を得たとの説明であったが、前回委員会時点では一部未確認の土地があったが、どういう形で同意を得たのか。また、区長さんに聞くが、仮に為本ほか地区に決まった場合に心配な事があるのか如何か。ここについては町主体で進めているので、地元地域の方の話を聞きたい。地元から見て、いわゆる迷惑施設と思われる施設が来た場合で不安なことがあれば意見を聞きたい。

地元；施設用地の件だが、我々としては南側のかつて水田のあった場所に埋立地をと考えていたが、排水路の関係等で当該土地も必要かも分からないことからすると、同意を取っておく必要があるということで調べ、関係者全員の同意を確認し報告した。

地元；心配事ということだが、あまり心配はしていないが、先程言われた谷部分に水が溜まるような沈砂池をしていただき、水が日量80t程ごみ処理場に必要というので、それを循環してもらおうような形でも、なるべく水を大事に使って欲しいとの思いがある。農業用水も確保しなければならないので、大型の開発になるとその周辺が濁水するというのもいづらか考えていただきたい。

委員長；ありがとうございました。

《安井地区》

地元；よろしく申し上げます。本日は大字安井の4名の町内会長で来ている。先ず用地取得の点で、筆数が多い、所有者が多い、しかもその中に死亡者がかなり含まれていると、つまり相続手続きがなされていないということがあり、これは役員を中心に個々の家を回り同意を得ている。その際、相続登記をされていない方の内容について精査をした。ひとつは、相続権者がその事案に何人いるかと、聞き取り調査をした。近くに住んでいるかどうか、住んでいる所も含め調査をし、もしも選定されたなら、司法書士に依頼をし、すぐに登記行為、相続登記ができるための準備をやらなければならないということで、既に除籍簿をかなり集めている。従って、全ての相続権者の把握は役員の方でいたしている。そうした実務的なことを個々に行なう中で、このごみ処理センター事業についての重要性や緊急性について個々に説明し、ごみ処理センターを中心としたまちづくりについての意見もそれぞれ聞き、私の部落では昨日集会を開き、いろいろな話し合いを進めている。そんなにたくさんの要望は出ないが、まとめて言うと、ごみ処理センターを中心に緑地帯を十分とって、余熱利用が出来るのなら、

ひとつは農業用に使ったら如何かということと、健康づくりのための足湯のようなものは出来ないかというような意見が出ている。その他としては、多目的広場として老若男女が集まってゲートボールとか運動会とかが出来る広場がひとつできないかと、こういう意見が出ている。何しろ一番我々が心配していた登記が、内容を見てもそんなに難しいことはない、2～3件難しいものもあったが、それは既に相続の権利放棄の書類を整えており助かったと思っている。それから、1件は相続人の所在がわからないということで調査中で、司法書士と相談したところ、登記の依頼を受けたなら追跡調査が出来るということで確信を持った次第である。

地元；5月11日までに事務局から必要資料の提出を求められ、相続関係等は既に提出しているが、その中で相続関係の確約ということで、我々町内会長4名連名の《確約書》を提出させていただいている。ひとつは、どうしても町内会としては、いわゆる部落持ちであるので、当然代表である我々主体で説明もしていかなければならないということは、既に終わっているわけであるが、書面的にはなかなか困難があるので、《確約書》を提出した。併せて、ずっと以前であるが私たちは公証役場に公正証書を届けており、従ってあくまでも部落持ちであると言える。もうひとつは大西部落関係だが、地縁団体を締結しており、いわゆる農業法人とか部落持ちとかが登記簿上に出ている。安井（町内会）地内の相続関係は5名おられ、これらは既に司法書士に相続手続きをお願いしており、近々中にその系統図等も書士を通して解決していく考えである。

副委員長；前回委員会時点では、完全に同意が確認できていない土地があったが、以降どのように進展があったのか。

地元；確認できていないという土地だが、当初の申請時点では、部落有地を個人所有地と間違っ
て解釈していた。私の落ち度であるが、登記簿謄本を取り寄せると部落有であるということ
なので、これらの中に相続がそれぞれ1件発生しているが、これは完全に解消させていただく。

副委員長；それらの方の同意はいただいたのか。

地元；今、その段階に移っているところである。相続して下さいということにはなっている。

副委員長；誰が相続するか決めていなかったということか。

地元；例えば、部落有地だが個人3名の名義となっており、2名生存で1名相続発生という事
があるので、この方に対し、例えば私であれば私の子どもに相続をとりあえずしておき、最近
では地縁団体の方式が必要ではないかと考えているが、現在このような事業があるのでそうい
う経過である。

副委員長；そうであれば、未解決地の大部分が解決できるのか。

地元；解決できます。

副委員長；わかりました。

地元；申請の部落有地に共有名義16名という筆があるが、うち相続発生が9名でその9名の相続
関係の表は既に作成している。例えば、9名のうちの相続権者が6名とか5名とかおられる
が調査は終了している。昨日集まった時点で、これはいくらかかってもこの費用に関わりな
くこの際いい機会だからやろうということで、司法書士の同席をいただき説明してもらって、
特にここに決めていただいたなら、一瀉千里で司法書士を通じて戸籍謄本を取り相続行為を
すると、こういう段取りになっている。また別の筆で、共有名義の方で去年亡くなった方が
居られるが、相続人については問題なく同意をいただいている。

副委員長；部落有以外で共有名義となっている筆については如何か。

地元；共有関係は全て同意をいただいている。書類を出していないだけである。

副委員長；農道沿いの土地権利関係の状況について説明して下さい。

地元；相続関係については全て同意を得ている。書類が何故揃っていないのか、同意は得ている。

副委員長；事務局側の書類の整理の問題か。

事務局；地元からいただいた書類上では確認できないという状況である。

副委員長；書類上未整理という解釈である。

地元；共有地の相続関係については、個々に全てあたっており全て同意を得ている。

副委員長；そうすると、委員会からすれば書類が未提出であるということになる。

地元；それは早急に整えます。同意をいただく場合に相続権者が遠方の場合にはその家から連絡を取り、その家を通じて回答をいただくという方法を取っている。同じ村に住んでいる場合には我々が回って行って話をしている。

副委員長；整理するが、現在調査中といわれる方は何人位と私たちは把握すればいいのか。

地元；調査中というのが、名前が判明しない所在が判明しないというのは、最初に申したとおり2名いる。あとは全て調査が終わっている。

副委員長；その2名の方の土地は何処なのか。重要な位置でなければ問題ないが。

地元；(図面を示し)この土地である。

副委員長；入口になるのか。

地元；現道があり、それを広げるのであれば入口にはならない。

副委員長；仮にその土地を取得できなくても、事業の進行に支障がなく、そこを省くことが可能であると解釈できるか。

地元；はい。

委員；そうであれば、申請地から除外すればいいのに何故入れているのか。

地元；相続権者の方でこの近辺である勝央町に居られる方がいるが、その方からは賛同いただいているので、現時点では除外は出来ない。

委員；それは部落持ちか。

地元；個人所有である。その一帯は、元は部落有であったのを個人に分配したところである。かつて第2次大戦中に食糧増産で部落持ちの山を開墾した。それに耕作権がついて戦後払い下げたということである。丘陵地であり、畑にしても作りやすい。

委員；土地一覧に地目が墳墓地というのがあるが問題ないか。

地元；この地区は国土調査が35年に終わったと思うが、その時分に集落に墓地がなかったのと、墓地にしておけばという形で残っているのだと思う。従って、地目は墳墓地であるが実際は墓石はなく原野である。その当時のことはよく分からないが、国土調査の時に地目を切り替えたのだと思う。

委員；土地が大変だと思う。自分の部落にも同じような実態があり、その土地を売買するのに2年程かかった。周辺の賛同も必要とか、いろんな問題があった。結局は部落を法人化して名義を戻しておいた方がスムーズに行くのではないかと思う。

地元；心配はもっともだと思う。同じような組織といえますか組合がありましたが、規約をつくって土地を整理したが、その際要した日にちがそんなにかかっていない。部落有に戻すというのでなく、いわゆる相続登記をして現在生存の人に集中させると、それができたらそこから部落に戻す必要はない。私がやったのが平成6年だったが、1ヶ月くらいで終わったように思う。ただしお金はかかった。申請の中にもあるが、かつて18名名義を5名くらいにまとめている。若い方に移しており問題にはならない。

副委員長；今の相続関係について同意完了の見込期間はどのくらいを思っているのか。それと、すぐ隣が勝央町だがこの方と今回の件について、私たちは必ずしもその地元理解を求めているわけではないが、お話されて理解が進んでいるのかどうか。

地元；登記関係だが、例えば私の部落では5名の相続関係が発生しているが、既に手続きに入っており、今現在司法書士が対応しているので、登記簿謄本も取っているし、間もなく私の方へ系統図が届き、『この方の同意を得なさい』といった指示があるものと思う。急ぎ対応する。
副委員長；1ヶ月くらいかかるのか。

地元；1ヶ月以内と思う。安井二部落も司法書士が入ると流れは同じであり、我々も判を取りに行く時は、一生懸命関西であろうが何処でも行かなければならない。あくまで部落持ちなので、我々の責任において徴集する。また、勝央町の方の理解だが、申請の時点で事務局へは提出しているが、隣接の町内会長さんにお話伺い、それぞれ署名をいただいている。公募に申請してよしいというところまでであり、我々もどういものになるのかはお聞きしていないので、その後、行き来はしていないが、結果が出るとそれぞれに説明に行かせていただくということで約束している。

地元；我々が一番心配しているのが登記関係だが、これに1ヶ月かかると言われても、登記行為が終わって謄本が取れる期間をいうのであり、部落有を含め全て同意をもらっているので、確約書を相続権者に書いてもらうのは、登記が完了しなくてもできると思う。従って、選定していただいた場合、一瀉千里でそれを行なう。法務局で登記が完了しなくても、現地への立ち入りとか、着工に必要なことは十分できている。

委員長；まちづくりに構想にある余熱利用の杜仲茶とか促成野菜生産について説明をお願いします。

地元；前回プレゼン時にも話したが、我々は緑地帯を主体にいきたいと思っている。焼却施設や埋立地の規模も聞いてないし、どれだけの余熱が出るのか定かではないが、いくらかの余熱は出るだろうと。杜仲茶というのは町が合併する以前に、町の物として755本所有していて、合併の際に市に引き継いだら、市の方針として必要ないと、組合などを立ち上げ自由にしてくださいと言われた。我々としては路頭に迷ったが生木なので大事にしないといけないという思いで管理組合を設立し、一生懸命管理している状況である。これが健康に良いということで、自然由来的なものでなく促成で出来ないかというのが管理組合の考えであり、それで是非お願いしてみようという単純な考えだが、私どもも深くは分からないが、いけるのではないかという感じで記載している。

副委員長；仮に候補地として決定した場合に心配なことがあるか。

地元；そこまで考えていないが、我々が思いついたのが新聞に出ていたのを見て、直ちに部落長会を開き、各地元に持ち帰り、やろうということで三部落が足並みを揃えたわけである。その時は勢いよく手を上げた。一気呵成というか、期間も延びており、それまでは3月31日までに結論を出すと言われていたわけで、我々も地元に対して3月に決まるぞということで話をし、いろんな話も聞こえていたが、今正直に申し上げるが、会ったとしても『あそこはどうなっているのか』という声もないと、何処の地区もそうとは思わないがそういうことがあるわけで、今それを言われるのであれば、その心配が少しあるのかなと思う。それと、施設の姿図というかこういうものだと、見取り図とか配置図とか、もしもそういうものを教えていただけるのであれば、地元に対して説明もでき、もっと盛り上がるのではないかという気がする。我々の力不足かも分からないがその点が心配である。

委員長；ありがとうございました。

《領家地区》

地元；よろしく申し上げます。ヒアリング事項にある《地元としての追加説明》だが、まちづくりとしては、近代的な焼却施設を核とした西のまちづくりをメインテーマとし、土地等の条件

については提出書類のとおりである。周辺整備について、最初のプレゼンの時にお話したことについては、少し変更させていただいた。と言いますのも、私どもはこういうことについて専門的なことは一つも知りませんし、ただ焼却炉というのは余熱が非常にたくさん出るものだろうという素人的考えにより、余熱の利用を考えていたが、日が経つに従い、或いはお互いが話をしていく間に、そんな熱利用が出来るような施設が出来るのかというように疑問を持ち、それではこれは変更させていただいた方がいいのではないかと、それで変更するのならと、施設の周辺を利用し、津山の市民公園（仮称）をと、そういったものを造って、いわゆる歴史的景観、或いは憩いの空間というものを保持される場所を造りたいという気持ちで今はいる。その内容的なものとしては、憩いの空間というのは、いわゆる広場づくりというか、例えば植栽広場で、桜なら桜を一箇所にいろんな種類の桜を群生させて、咲く時期を楽しむような場所をつくるか、或いは椿とか、いろんな植物を植えた植物園のようなものをつかって、その間に通路をつかって散策できるようにしようとか、それから芝生の広場であるとか、土の広場だとか、スポーツの広場だとか、それから私の昔の仕事の関係で、子どもたちが卒業していくときに《タイムカプセル》を埋めようという話をしているうちに、20年経ちしているうちになくなってしまふ。そこで、それを埋めておけるような記念の広場をつくっても面白いのではないかと思う。いわゆる広い意味での町民の広場で、それが気軽に出来るような公園づくりをしようではないかということが、まず一つある。次に、見て知る空間というものをつくるには如何かと。いわゆる焼却施設の見学コース、これは視察に行った先でもやっておられた。それから、近くに県営の産業団地があるが、この産業団地も肅々と充実して行っているわけであり、この工場内の見学コースをつくってはどうかと、そして、少し距離が離れているが、今公民館があるところに民族資料館があるが、こういうところも見学してもらって1日を楽しんでもらうと、或いは度々来てもらうと、そしてその地区でできた特産物であるとか、或いは、特産物の加工品の販売だとかいうのを、すぐ近くの《道の駅久米》でいろいろ販売を通じての交流を図って行って、皆さんにそういう場を持ってもらったらうれしいなという気持ちでいる。それから、住まいの空間の広場をつくったらどうかというのがある。申請用地は非常に広大で、計画で必要と言われる面積よりもかなり広い土地で、あまり高価な値段ではないと思うので、しかも南に面した静かな丘陵地であり、産業団地の職員さんの社宅とか、或いは一般住民の方の居住区域をつくっていけば、非常に良い居住空間というか居住地ができるのではないかと思う。また、熱利用が出来ることが分かれば、最初の構想へ、ある程度は元に戻ることもあるかもしれない。ですから、それと併せてこういうようなことも両方で想像をし、また夢を描いている。また、空間の利用とは違うが、中須賀に変電所があり、そこから電気を引けば新しくつくるよりも安くつくのではないかと思う。また、津山民謡というのがあるが、これは候補地のすぐ近くに住まいのある石井楚江さんがつくられた。委員会での話で地理的なことがあるかもしれないが、近い将来また合併もあるかもしれない。そうすると、西に寄り過ぎているということもあるかもしれないが、地域の変更ということになってくればまた変わってくるのではないかなと、こういうような話をいろいろしている。新しくできる設備について、我々は全く知らずに皆さんに『お願いします。お願いします』と言って回っているわけだが、ほとんどの場合『どういうものが出るのか』と、『どういうことでここがいいようになったのか』と聞かれるが、施設のことについては分かりませんと、何処に出来るのかと聞かれても分かりませんと、間違っていたならばごめんなさいということで、お願いをして回った。また、候補地の近くに圏域の西部衛生施設組合があるが、申し上げる唯一つ分かることは、西部衛生の施設よりもはるかにいいものが出来るのでお願いしますということで回っている。そうしたところ『今で別に不自由

はないし、どうこう言うことはない』と、一応そういうことをお聞きしたところ協力しましょうと、ごく最近、鏡野の郷地区の皆さんにも賛同いただいたわけである。それだけのことを今迄我々がやってきたのであり、細かいこともいろんなことも知りません。と言いますのが、我々は全く行政の関係は携わっていないので、素人ばかりが組織している集団ですので、皆さんの質問に十分答えることはできないかもしれないが、知っている範囲内のことでお答えしたいと思うし、全てがこれだけですのでご理解いただきたい。

委員；隣接の鏡野町だが、そちら方面からの道路が狭い。地区の同意書はあるが地元に住んでおられる方と話をしたことがあるか。

地元；先日お願いに行きました時にいろいろお話をしましたが、道路の話は出なかった。ただ、県道久米・河本線の拡張工事を現在行なっており、これは早急に出来るのではないかと考えている。それから、下原からの道も必要であれば地元をお願いすることになると思うが、細かい話はしていない。

委員；万一決まった場合、鏡野町からも工事車両とかトラックやダンプが来ると思うが、広域農道を通じて入るルートを通すのか、工業団地の中を通過して、そこは元々立派な道があるから、川の方から回ってくるのか、いろんなことを考えておかなければ、たぶん問題が出ると思う。現地視察の際は中型バスで行ったが、家がすぐ側だったので少し狭いと感じた。そういう障害、迷惑を及ぼしかねないのかなと、唯一のネックだったので、その辺は早急にクリアしておかないと、何か問題が出るのではないかという感じがする。

地元；下原地区からの道が狭いと言われたが、少し東に出てもらえれば十分広い道がある。確かに下原からの道は狭いので、4 t車くらいなら通れると思うが、対向は難しいと思う。

副委員長；土地の所有者は地元の方なのか。

地元；地元の方ではありません。

副委員長；その方は以前別の開発のために土地を買収されたわけだが、これは地元から買われたのか。

地元；そうです。

副委員長；その時に買われて、うまく利用できないから今回売却してということになるが、その売却益の一部を地元へ還元する考えをお持ちの方か。

地元；それは聞いていない。

副委員長；一般市民から見ると、行政に買収してもらったら非常に得しますが、そういうふうに見るので、地元の方に対して少なくとも何らかの還元する気持ちがあればいいと思うが、地元としてそれは要求していないのか。

地元；別に要求もしていませんし、その方からもお話は聞いていない。

委員長；資料の承諾書にお金のことがあるが、どのような感触なのか。

地元；その方に会いに行ったが、実は叱られると思っていたが、非常に気持ちよく受けていただいて、個人的な工場等なら応じられないが、市のお役に立てるのであれば協力しましょうという言葉をいただき、気持ちよく承諾いただいた。少し気抜けしたようなもので、多少何かしら言われるのではないかと考えていたが、そういうことである。私が何故この世話をしているかだが、私は元教員で領家地区にある小学校で15年間勤めていた。ですので、久米地区の方皆さんをよく知っているの、いろいろと尋ねやすいだろうということをやっている。

副委員長；最初のきっかけは地元から所有者の方に話を持っていったのか。

地元；元々の話は、旧久米町時代に今の西部圏域ができる頃に、私は知らなかったが少し話があったらしい。その時に、久米町自体でやるには少しお金がかかり過ぎると、そこで西部圏域を整備する時に、この場所を全部買い取ればいいのか出来るのだがというのが議会で出ていた

らしいが、それが立ち消えになっていたようだ。その所有者の方を私は存じていなかったが、申請しようということになり、申請の前日に書類を整えてその方のところに行ったら、そういう状況であれば譲ってもいいと、それで申請書に押印していただき、その後申請に来たということで、土地から同意から、非常に順調に事が運んだ次第である。それで割合短時間のうちに出来たのである。今になれば皆さんが『あれはどうなっているのか』という話が度々出てくるような次第になっている。であるから私は所有者の方については面識がありませんし飛び込んでいってご無理を言ったようなことで、もちろん領家町内会長のお力添えがあったということである。

委員；それでは、土地の取得に関しては問題ないのかな。

地元；はい。その方は景気の良かった平成4年頃に取得されたと思うが、バブルが崩壊しそのままの状態です。14～5年経過している。

副委員長；仮に決定された場合に、不安なこと心配なことがあればお聞きしたい。

地元；領家地区は水が少ないところであり、ため池が領家と中北下にかけて4箇所ほどあるが、これは要望事項だが、施設整備周辺はどうなるのかと、山の木を全て伐採してしまうのか、そうならば保水力に影響してくる。また、一度に水が出ても困る。それで、ため池をなるべく広くとってもらって、少しでも貯水量を増やしてもらいたいというのが、一応の希望である。

委員；保安林があるがそれをどういう形で残すのか或いは増やすのか。

地元；保安林は解除も出来るようですし、やり方によってはそこを緑地帯にしてもいいという話は聞いている。保安林はあまり気にしなくていいと聞いている。

委員長；ありがとうございました。

事務局；暫らく休憩する。

(休憩)

～運営協議会～

(再開)

委員長；再開する。最終適地選定の段階だが、＜土地取得＞＜費用＞＜まちづくり＞について議論する。まず、＜土地取得＞についてだがどのように考えるか。

副委員長；領家地区は所有者が1人で同意いただいております、金額もほぼ同意いただいておりますので、満点をつけていいと思う。為本地区は進入路の問題があったが、代替ルートを用意でき延長もあまり変わらないので、＜土地取得＞については進入路も施設用地も、ほぼ100%評価していいと思う。ただし、進入路の当初ルートは少し買えない状況であり、満点でなく若干減点していいと思う。神庭地区は地権者の同意を得られている。また、産廃施設所有の方も同意が得られているので、土地取得については問題はないと思うが、100%詰めているかどうかは不明であり、少し減点対象になるのではないかと思う。安井地区は未だ同意をもらえていない地権者の方がたくさん居られたので、それなりの減点が必要と思うが、事業進行に関しては支障にならないことが分かったので、そんなに低く0点近くにはならないと思う。以上、私見である。

委員；面積が広いが、その中に文化財がありはしないか。

副委員長；文化財は評価済みである。

事務局；現段階の文献等を調査した中では、特に支障になるようなものはない。ただ、実際の現地調査を行なうので、その中で絶対出てこないとは今の段階では分からない。

委員；前回までの評価で、選定項目の＜土地の取得費用＞で神庭地区が1点だったが、これは産廃

の問題だったが、どこで評価するのか。

副委員長；次の〈費用〉のところで評価する。

委員長；副委員長の案では、領家は満点、為本は進入路のこともあり若干、神庭はほぼ満点、安井は若干時間がかかるところがありそうということで、ということだが、今日聞いた中では、かなり早い時期に何とかまとまりそうだという説明だったと思う。皆さんの印象も含めて、議論していただきたい。

委員；何十年か後に今の場所に埋めるところがなくなったと仮定した場合に、今のところに土地に余裕があるのかどうか。

副委員長；それは既に評価している。

事務局；総合評価の中で、対応の可能性で評価している。その中で若干低い評価となったのが神庭地区である。

委員；土地については、4地区の中の神庭・為本・領家地区については、為本の進入路のことがあるにせよ、地権者が限られており似た数値になる。一方、安井地区だが、ヒアリングの説明でも相続が発生しているなどもあり地権者が多い。私は逆に、いろんな開発をする上での地権者同意というよりは、環境アセスとか、そういったことの説明の中にもいろんな形で入りやすいのかなと想像している。相続の調査中というのもあったが、大きな減点にはならないと思う。

委員；皆さん副委員長が言われた感覚を持っているのではないか。しいていえば、神庭地区の過去の経緯がある中で、その過去のことがもしかしたら出てくることが考えられると、その点は確かに皆さんも考えているとは思いますが、それぞれの思いで判断すればいい。

副委員長；それは〈まちづくり・その他〉の中で評価する予定である。

委員；神庭地区で産廃以外で新たに取得が必要な土地の状況は。

事務局；産廃施設を含む土地と、その隣接で相続が発生している土地を今後取得ということになる。

委員；取得することについては問題はないのか。

事務局；書面上は同意いただいております、相続関係についても書面を添付して同意済みであるということと提出している。

委員；土地の取得については問題ない。

委員；神庭地区で民間の産廃施設を取得しなければならないのは何故か。除外できないのか。

事務局；地元ヒアリングでも説明があったが、地域としてまちづくりを含めた考え方から、隣接施設の移転撤去の考えがある。全体のまちづくりの中では、今日も説明があったが《健康づくりゾーン》としての一体的な整備という形で申請が出ている。

委員長；その分を少し減点した方がいいという考えか。

委員；純粋なごみ処理場立地という考えからは、少し遠回りの考えになる。総合評価での判断になると思う。

副委員長；過去の経緯から、行政側が地元で施設立地のお願いに行った時に、地元として産廃施設の撤去を条件に施設立地を承諾したということがある、

委員長；それらについては、総合評価で判断する。土地取得について意見あるか。

事務局；事務局としては、書面上は神庭・領家地区は問題ないと思う。為本地区については、当初提案のあった進入路については、ヒアリングで説明のあったように、交渉中や筆界未定等の土地があり、仮に話が前に進むとしても相当時間がかかると思われるので、副次的に提案のあった町有地を使つての代替案の方が現実的ではないかと考えられる。安井地区についてはヒアリングにもあったが2名の所在が不明であり、相続関係の整理に時間がかかるのではないかと考えられる。また、正式な書類の提出がないということで、その辺りを判断してい

ただければと考えられる。

副委員長；安井地区をどの程度減点するかが問題である。

委員長；とりあえず土地については、同意のある領家地区を満点の40点とし、そこから出発しては如何か。

委員；承諾書もあり、40点でいい。

委員長；次に神庭地区だが、ここも同意の確認ができており40点でいいか。

(よろしい)

続いて為本ほか地区だが、進入路に問題がある。まちづくりの一環で、179号線からの進入を基本とするが、そのルート土地取得がダメな場合は農免道経由で町有地だけを通って行くルート案も示されている。

委員；町有地を通るのであれば土地は問題なく買えるだろう。ならば、そんなに減点しなくてもいいのではないか。

委員長；為本ほか地区は、とりあえずの仮点として、少し減点して38点とする。

安井地区は如何か。

副委員長；為本とは同じにはならない。減点した方がいい。

委員；36点では如何か。

委員長；よろしいか。では<土地の取得の確実性>については、

神庭40点、為本ほか38点、安井36点、領家40点とする。なお、最終的には30日に決めるのだが、現時点で甲乙付けがたいということで決めたい。

委員；為本だが、町有地のルートを考えるのなら取得は出来るのだから40点でいいのではないか。

事務局；為本地区の進入路を、委員会としてどのように判断するのか。なお、代替地についての正式な書類は出していない。

委員；我々がルートを決めるのではなく、出てきたもので判断すればいい。久田地区のこともありダメならこちらということにはならない。

委員；書類を再提出してもらったが、ルートに関しては見直す等の意見がなかった。当初ルートで判断してはどうか。

委員；理想は当初ルートと考える。

委員長；為本地区については当初ルートで考えることでいいか。

(よろしい)

事務局；当初ルートとするのであれば、38点はどうかと思う。交渉中や筆界未定地、相続関係調査中の土地があり難しいように思われる。現実問題として取得の確実性ということであれば町有地だけを通る代替ルートで判断してはどうかと思われる。

委員長；地元ヒアリングで当初ルートの土地については大丈夫との判断であるが、満点にはならないので2点とした。

事務局；事務局としては、交渉中については5分5分ということで×も有り得るのではないかと思われる。筆界未定地については、筆界確定、地籍校正、また相続も発生しているようであり、手続き的に大変だと思われる。また調査中という筆があり、額面どおりで判断するのは危険ではないかと思われる。よって、今日時点での判断であれば、確実に通ることの出来る代替ルートで検討するのがいいのではないかと思われる。

委員；前回、書類が揃っていないのなら評価の対象にならない、失格という意見もあった。

委員長；ヒアリングを聞いた上で判断した結果である。あれ程の熱意であれば何とか解決するだろうという期待もある。

続いて<費用>についてだが、資料のとおり算出している。

委員；インフラ整備の費用は何か。

事務局；インフラ整備費用は、造成費、道路工事費、給排水工事費である。

委員長；費用を考える上で問題と思われるのが、為本地区の進入路をどのように考えるか、施設の耐用年数をどう判断するか、このことについて議論をお願いしたい。

委員；為本だが、これまで代替ルートの話は出なかった。後になってこれもあるといわれても、こちらとしたら猫だましにあった形だ。

委員；為本は当初ルートで考えるべきだ。

委員長；＜費用＞については当初ルートでいいか。

（よろしい）

副委員長；運搬費用だが、20年か25年かどちらで考えるべきか。法的な考え方はあるか。

県民局；計画的には10～15年、25年というのがあるが、50年はない。

委員長；25年を採用する。

では＜費用＞の点数付けの考え方を議論してもらいたい。一番費用のかからない地区を満点の30点とし、その他については如何するか。

副委員長；満点地区の費用を基準に按分して算出しては如何か。

委員長；その計算でいく。

事務局；為本地区について、当初ルートで考えるのであれば土地取得をどのように考えるのか。先程も説明したが、現時点で判断のつかない土地もありながら、満点との差が2点というのは如何考えるのか。

委員；15点ほど下げたおけばいい。本当は選外となるところだ。10点以上差をつけないといけない。安井にしても書類も出ていない。なおさらである。

委員長；そうかも分からないが、ヒアリングでは大丈夫との判断であり、とは言いながらも全ての書類が出ているわけではないことから、2点減点して38点とした。この点数で如何か。

（よろしい）

続いて＜まちづくり構想＞についてだが、意見あるか。

委員；神庭地区は農業に関連させるのに積極的でない。一方で安井地区は農業に積極的であり、その点では安井の方の評価がいい。

委員；全体的に予算を考えて思い切ってハコモノを抑えている。神庭地区は強い思いがある。

委員；安井地区は自然を考えているのでそれを評価したい。

委員長；評価の考え方だが、一番評価の高い地区を満点の30点として、他の地区を如何するかという考え方がある。

事務局；＜その他＞をどのように評価するのか。

委員長；＜まちづくり・その他＞ということで、神庭地区は過去の経過で何年もうまくいかなかったことが心配、また産廃施設の問題もあることから減点という考えは如何か。一方で、あまり差は付かないとの意見もある。

委員；ヒアリングで思ったが、安井地区の考える自然豊かな広場などはいいい考えだ。

副委員長；安井地区を最高点にしては如何か。ただ満点の30点になるのかどうか。減点は委員長の裁量で。

委員長；満点にしない趣旨は何か。

副委員長；経済的観点からきちっと評価が出来ない。最高点を25点では如何か。

委員長；感覚的な形での提案であるが、安井地区を最高点の25点としたなら他の地区をどう考えるか。

副委員長；神庭地区は過去の経緯、産廃施設の問題がありマイナスとなる。為本、領家はマイナス

はないのではないか。

委員長；神庭地区の過去の経緯については、草加部、榎のこともある。為本、領家は最高点にはならないということで、為本ほか地区24点、安井地区25点、領家地区24点としては如何か。神庭については過去の経緯を3、産廃を3という考えもあるが。

委員；過去の経緯は地元のことならまだしも周りの問題だ。

副委員長；不安が残るといふことで考えればいい。

委員；領家地区は鏡野町側の同意があるが、神庭地区は草加部・榎に接触していない。事業を進めるのにブレーキをかけてくるおそれがある。

副委員長；ブレーキにはならない。周辺町内の同意は必須ではない。懸念があるが大きなマイナスにはならない。

委員；反対意見が出ているという事実があり、疑念は払拭できない。

委員長；基本的には障害にはならない。神庭地区は産廃関係を3、反対意見を1で、21点で如何か。以上でざっと出たが慎重に審議したい。再度これでいいか考えていただきたい。次回決定したい。もう一つ議論したいのは、委員会として最適地はどこか、順位をつけるか、2つか1つかについて考えてもらいたい。意見あれば次回に。

委員；早くできるところにすべき。

副委員長；どこも同じと考えられる。

委員；環境アセスだが、《大鷹》《啄木鳥》を調査しておいた方がいい。

委員；鳥についてのデータはない。

県民局；周辺に工業団地等あればアセスの内容にもよるが実施している。渡り鳥の調査もある。全ての手続きに2年近くかかる。計画の周知もその間に行うことになる。それが出来たら着工になる。

委員長；次回は最終的に適地を選定すること、最終評点を如何するか、どのような方法で選定するかについては、今日の時点で決めないでおきたいが如何か。

事務局；次回は時間的余裕がない。次回検討するというのであればこの後休憩を取ってすり合わせをしたい。

委員長；委員会を中断する。

(中断)

～運営協議会～

(再開)

委員長；再開する。委員会ではかなり議論を進めて評価を進めてきたが、念には念を入れて最終的な結論を出すことを考え、今迄の書類や地元ヒアリングなどを踏まえて、最終結論を次回までに検討いただくようお願いした。いろんなところを正副委員長で精査し、今日の結論が妥当かどうかを含め、次回委員会で提案させていただきたい。そこで最終議論をしていただき、最終決定をしたい。これについては、非常に長い間時間をかけてきたし、非常に重要な問題であるということで、今日のヒアリングで地元の熱心な意見も聞いて理解もした。そういうことも踏まえて、次回に適地の選定をしたい。よろしいか。

(よろしい)

皆さんの真摯な議論を踏まえて最終決定したい。以上終了する。

事務局；次回は最終ということで、よろしく願います。ありがとうございました。

以上(19:17終了)